

野焼きは禁止されています！

最近、ごみの焼却に対する苦情が多く寄せられています。

主な内容は、黒煙や悪臭により「気分が悪くなる」「窓が開けられない」「焼却灰が降ってくる」「洗濯物に臭いがつく」といったものです。屋外での焼却は、ご近所に迷惑をかけるばかりでなく、ダイオキシン類などの有害物質が発生します。

家庭から出るごみは、しっかりと分別し町のごみ収集日に出しましょう。

ごみの野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条の2)により禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役、1000万円以下の罰金またはその両方が課せられます。

▼野焼きは禁止！

廃棄物の焼却については、法律と県の条例で、焼却設備を用いない廃棄物の焼却、いわゆる「野焼き行為」は禁止されています。

たとえば、庭先でのたき火(焼却禁止の例外)などの場合でも、生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙等で近隣住民から苦情や相談がくるような場合は、指導の対象となります。

▼ダイオキシンの害

廃棄物の焼却の害には、ダイオキシン類の発生という問題があります。このダイオキシン類は、ごみの焼却などの燃焼過程等で生成される物質で、強い急性毒性が明らかにされており、人に対して発がん性があることが指摘されています。

▼例外となる廃棄物の焼却

① 農林業等を営むためにやむを得ない草・木などの焼却で軽微なもの(事前に「火災とまぎらわしい煙の届出書」を、川根北分遣所または川根南分遣所へ届け出る必要があります。)

② 国又は地方公共団体による施設管理のための廃棄物の焼却

③ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

④ 風俗習慣上や宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

⑤ 日常生活を営む上で行われる木などの焼却で軽微なもの(たき火・キャンプファイヤー等)

※右記の場合であっても、廃タイヤや廃ピニールなどの焼却は禁止されています。

※「軽微なもの」とは煙や臭いなどが近所の迷惑にならない程度に少量な焼却のことです。

聴覚や言語に障がいのある方へ

消防署の広域化により本町の消防救急業務は、現在の「島田市消防本部」から「静岡市消防局」に変わります。これに伴い、電話による119番緊急通報が困難な方のためにFAX119とNET119がご利用になれます。

① FAX119 緊急通報用紙に火災、救急の種別等を記入し119番をダイヤルしてFAX119へ送信します。

② NET119 平成28年4月1日より携帯電話のインターネット接続機能を利用した緊急通報システムです。利用申込後、専用アプリをダウンロードすれば、ご利用可能となります。

緊急通報用紙 FAX119番

※住所、あてのお名前、ファックス番号は、あらかじめ記入しておいてください。

| | |
|--|---|
| 名 前 | [男・女] [〃 歳] |
| 住 所 | 静岡市 区 |
| アパート名・マンション名 | [階建] |
| FAX番号 | |
| ◎手話通訳者派遣 / 必要 ・ 不要 <small>【静岡市消防局への派遣になります。】</small> | |
| ◆あてはまるところに○をつけてください | |
| 救急です 私 / 家族 / 知人 / その他 男 / 女 / 〃 歳 | 火事です 自宅 / 近所(隣所) / その他 建物 / 車 / 怪我人がいる / その他 いる / いない |
| <input type="checkbox"/> 病人 ・意識は 〃 / ない ・痛い ・息苦しい ・気分が悪い ・しびれる ・吐き気 | <input type="checkbox"/> けが人 ・出血は 〃 / ない ・骨折は 〃 / ない ・その他は |
| <small>※ファックス送信機、携帯電話から送信する場合は、あらかじめ送信機、携帯電話の電源をオフにしてください。</small> <small>※万一、送信機からの送信が正常に行かない場合は、あてのファックス番号を確認し、再送信してください。</small> 静岡市消防局 | |

しずおか子育て優待カード事業の 全国共通展開がはじまります！

平成28年4月1日から全国の子育て支援パスポート事業の協賛店舗で、しずおか子育て優待カードを提示するとサービスを受けられるようになります。(一部の都道府県を除きます。)

☆「しずおか子育て優待カード」とは？：お子様同伴の上、買物や飲食などの際に、カードを協賛店舗・施設で提示すると、お店が定めたさまざまな「応援サービス」が受けられます(妊娠中の方は母子手帳等の提示を求められる場合があります)。

▼利用できる店舗：全国共通ロゴマークのある協賛店舗で使えます。(左記マーク)

▼注意事項：各都道府県の協賛店舗で現在提供しているサービス、対象者を基本とします。そのため、都道府県や協賛店舗によっては利用できない場合があります。いままでのカードも引き続き、使用できます。

▼詳しくは：しずおか子育て優待カード事業ホームページで検索いただくか福祉課までお問い合わせください。



▲点線内のマークが全国共通の
ロゴマーク(モノクロ版)



ふるさと納税のお礼品を リニューアルします

リニューアルします

ふるさと納税制度によって、本町に寄附をしていただいた方にお送りするお礼品を平成28年4月からリニューアルします。

これまでのお茶や乾しいたけ、味噌などに加え、自然薯や茶箱といった特産品が加わります。また、大井川鐵道や南アルプスあぶとラインの乗車券、寸又峡温泉の宿泊券など、この地域の自然や景観を直接肌で感じていただけるお礼品をご用意します。

お礼品やふるさと納税制度の概要については、川根本町のホームページをご覧ください。

川根本町のまちづくり施策にご理解いただき、ご支援くださいますようお願いいたします。



大井川鐵道
SL乗車券



南アルプス
あぶとライン
乗車券